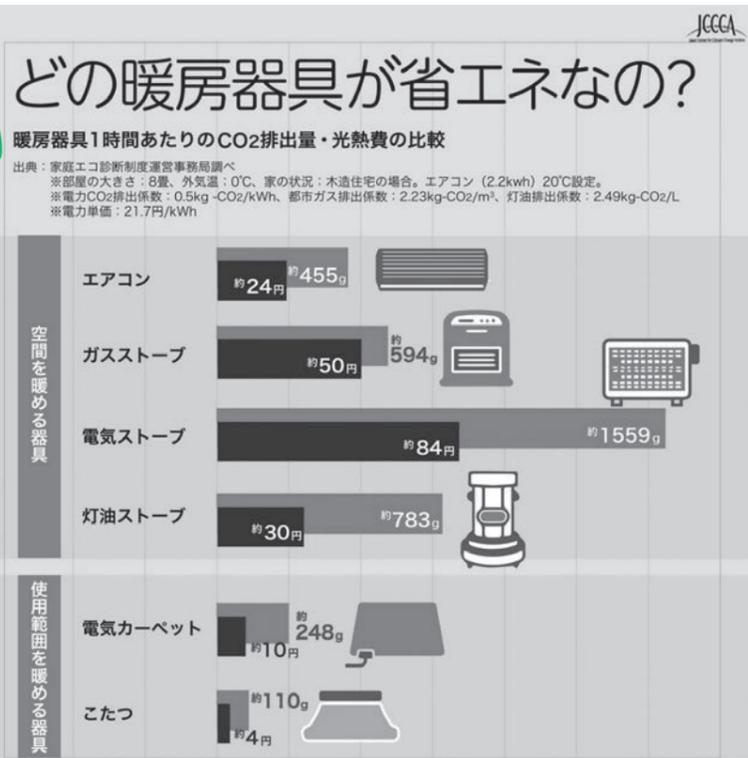


環境にも お財布にもやさしい 生活にチャレンジ!!

「どの暖房器具が 省エネなの？」

冬の寒さが到来し、暖房器具を使用する頻度が多くなってきました。

そこで、今回は、各暖房器具の1時間あたりの光熱費と二酸化炭素排出量を比較し、光熱費節約や二酸化炭素排出量削減(省エネ)ができる暖房器具の使い方等を紹介いたします。



【光熱費削減と省エネが可能な暖房器具の使い方】

- 冷たい空気を灯油ストーブやガスストーブで暖めてから、エアコンを点けた後、ストーブを消すことで、一定温度を保ちながら光熱費を抑える効率的な暖房ができます。
- こたつは、厚着をして背中を暖めながら、エアコンと併用すると、身体を暖めることができます。
- タドン(炭団)を使った本炬燵を使っている家庭もあると思います。タドンの主原料は木炭粉、竹炭粉、のこくず炭、樹皮炭などで、化石燃料を使っていません。CO₂排出量はゼロのカーボンニュートラルな暖房器具です。

有害鳥獣の 捕獲・駆除実績

奥出雲町では、有害鳥獣捕獲班の皆さんに有害鳥獣を捕獲・駆除していただいております。

令和3年10月の捕獲・駆除頭数実績をお知らせします。

地域	ニホンジカ	イノシシ	カラス	サギ類	その他
仁多地域	4	35	28	5	35
横田地域	3	27	1	0	20
合計	7	62	29	5	55

※その他は、タスキ・アナグマ等の合計です。

有害鳥獣による農作物被害がございましたら、下記までご連絡ください。



【お問い合わせ】

農業振興課農業生産グループ
有線:31-5285 電話:54-2513

特殊詐欺にご注意!!

息子や孫を名乗り金銭の要求をするオレオレ詐欺、役場職員を名乗り給付金の受取り等を請求する還付金詐欺、電話やメールで「未払いがある」「すぐに払え」と請求書を送り付ける架空請求詐欺等、特殊詐欺が増えているので、注意しましょう。

「だましのプロ」があなた(消費者)を狙っています。「自分は絶対にだまされない」などといった先入観は捨てましょう。

困ったときは、一人で悩まず、まずはご相談を！
不審な電話は一旦切って、家族や警察、消費者ホットライン、消費者センター、町民課等に相談しましょう！



【県相談窓口】

島根県消費者センター
電話：0852-32-5916

【役場相談窓口】

奥出雲町消費者問題研究協議会(町民課)
奥出雲町犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会
有線：31-5109 電話：54-2510

電話でお金の請求はすべて詐欺だゾウ!

令和3年度しまね就農相談会&セミナーを開催します。

対象者

- ・県内在住の方
- ・農業を始めたい方
- ・水田園芸に挑戦したい方
- ・新規就農に関する支援を知りたい方
- ・農林大学校に入学したい方
- ・経営継承を考えている子弟がいる農家の方
- ・集落営農等の担い手になりたい方

東部会場

令和4年1月23日(日)
10:00~16:00

ラピタウェディングパレス 3階 鳳凰の間

参加市町：松江市、安来市、雲南市、
奥出雲町、飯南町、出雲市、大田市

西部会場

令和4年2月6日(日)
10:00~16:00

島根県浜田合同庁舎2階大会議室

参加市町：美郷町、川本町、邑南町、江津市、浜田市、
益田市、吉賀町、津和野町、飯南町

予約申し込み先

(※予約優先で対応しますが、当日お越しの方も対応します)

・電話、FAX、郵送で予約する場合

〒699-0631 島根県出雲市斐川町直江5030番地
JAしまね営農対策部 担い手対策課

電話：0853-25-8142 FAX：0853-25-8594

・WEBで予約する場合(ページ下部の「お申込みフォーム」をクリック)

申込フォーム：<https://ja-shimane.jp/archives/3270/index.html>



/申込はこちらからも!

主催：JAしまね 共催：島根県

年末年始のごみ収集と持込の休業日について

日頃から、奥出雲町の廃棄物行政についてご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
年末年始のごみ収集と持込の休業日については、下表のとおりです。
ご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

	12月			1月			
	29 (水)	30 (木)	31 (金)	1 (土)	2 (日)	3 (月)	4 (火)
【収集】	通常	年末年始休業			通常		
【持込】	通常	年末年始休業			通常		



【お問い合わせ】

町民課 町民グループ
有線:31-5108 電話:54-2510

ごみ分別の徹底について

仁多可燃物処理センターで、家電製品や金属類が可燃ごみと一緒に捨てられたことにより、操業を一時停止する事態が生じました。
10月以降、可燃物と不燃物の分別が悪い状況が続いています。

不燃物(家電製品・金属・陶磁器・ガラス等)は、施設において重大な事故や設備損傷の原因になるため、少量であっても仁多可燃物処理センターへの持ち込みや、可燃ごみとして収集に出すことはできません。悪質な場合等には、法により罰せられる場合があります。

ごみを出す際は、正しく分別していただきますよう、皆様のご理解とご協力をお願いします。



【お問い合わせ】 町民課 町民グループ (有線:31-5107 電話:54-2510)
仁多可燃物処理センター (有線:35-0896 電話:54-0896)